

福祉相談 AI 活用事業業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により福祉相談 AI 活用事業業務委託を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。)の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 令和7年度福祉相談 AI 活用事業業務委託
- (2) 委託業務の内容 令和7年度福祉相談 AI 活用事業業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (3) 実施期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。当該仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）は金 円（うち消費税及び地方消費税に係る額 円）とする。

（業務完了報告書）

第4条 乙は、委託業務が終了した日から30日以内に業務完了報告書（別添様式第1号）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から提出を受けたときは、遅滞なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

（委託料の支払）

第5条 甲は、前条第2項に定める通知をした後に、乙からの請求に基づき、当該請求を受けた日から30日以内に第3条に規定する委託料を支払うものとする。

2 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の委託料の支払が遅れた場合においては、甲に対して遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年財務省告示第991号）に定める遅延利息の率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときまたはその全額が100円未満であるときは、その端数額

又はその全額を切り捨てた額)の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

※免除の場合、契約締結時に記載。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 甲又は乙は、委託業務の遂行に当たって、相手方又は第三者に損害を与えたときは、直接かつ現実に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち自己の責めに帰することが明らかなものについては、自己が負担するものとする。

(契約不適合責任の不適用)

第8条 甲及び乙は、本契約について、契約不適合責任が適用されないことを確認する。

(再委託の制限)

第9条 乙は、委託業務の全てを第三者に委託（以下「再委託」という。）し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、書面により甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務を受託した者に、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同等の義務を負担させなければならない。

(委託業務の変更等)

第10条 甲は、委託業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙と協議しなければならない。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務の実施状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、甲から前項の規定により委託業務の実施状況について報告を求められた場合には、甲が提示する方法、時期及び内容により、これを報告しなければならない。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 12 条 甲及び乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、相手方に対する報告を行わなければならない。

（改善の指示等）

第 13 条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、甲乙協議の上、その改善事項を乙に指示できるものとする。

（権利義務の譲渡）

第 14 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

（著作権の帰属）

第 15 条 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、甲に帰属する。ただし、乙が本契約締結に関係なく権利を有する著作物及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作物、ならびに第三者の著作物に関してはこの限りではない。

（秘密の保持）

第 16 条 甲及び乙は、委託業務の実施に際して知り得た報であつて、相手方が機密である旨表示したもの、及び相手方から口頭で開示された情報であつて開示の時点で秘密である旨指定されかつ開示後 14 日以内に相手方から秘密である旨書面で通知された情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後についても 3 年間は存続するものとする。

2 甲及び乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。

3 前 2 項の規定については、相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（個人情報の保護）

第 17 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号において準用する同条第 1 項及び第 67 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、個人情報の取扱いに関する別記特約事項を遵守しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第 18 条 乙は、委託業務の内容を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、または解除された後についても同様とする。

- 2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じるものとする。

(委託業務の中止等)

第 19 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約違反による解除)

第 20 条 甲又は乙は、相手方がこの契約の重要な義務に違反し、かつその違反が是正されない場合には、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除によって相手方に生じた損害については、その責めを負わないものとする。

- 3 甲は、委託事業が完了し甲が委託料を乙に支払った後に、乙がこの契約に違反したことが明らかになった場合、乙に対し委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(契約の解除)

第21条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは特別精算開始の申立てを受けたとき。

- (2) 銀行取引を停止されたとき。

- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

- (5) 天災地変が生じたとき。

- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

- (7) その他、前各号に準じる事由が生じ、この契約を継続することができないと甲又は乙が認めるとき。

- 2 前項の規定による解除により又は第三者に生じた損害については、甲は、賠償の責めを負わないものとする。

- 3 第1項の規定により契約の解除があったときは、前条第3項の規定を準用する。

(契約の費用)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(専属的合意管轄裁判所)

第 23 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、被告となる者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記

特 記 事 項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報を取り扱う従業者の明確化及び監督

乙は、個人情報を取り扱う従業者を明確化するとともに、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、適切に監督すること。

3 従業者に対する教育

乙は、個人情報を取り扱う従業者に個人情報の保護に関する教育を行うこと。

4 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

5 個人情報記録された媒体の保管

個人情報記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

6 不要情報の廃棄

個人情報は、事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

7 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため収集・作成した個人情報（事務を処理するため甲から引き渡された個人情報記載された帳票等）は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

8 個人情報の複製等の制限

委託業務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

9 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

10 返還義務

委託業務进行处理するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、委託業務完了後、速やかに甲に返却又は廃棄しなければならない。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

受託者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

委 託 業 務 完 了 報 告 書

令和 7 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第 4 条第 1 項の規定により報告します。

記

- 1 業務名
- 2 業務委託料 円
- 3 完了年月日 令和 年 月 日
- 4 事業の実績
 - (1) 事業実績 (任意様式)